

平成27年7月8日  
東総広域水道企業団  
電話 0478-86-3821

東総広域水道企業団水道水における放射性物質の測定結果について  
(第376報)

東総広域水道企業団において、7月7日に採水した浄水及び原水の放射性セシウムの測定結果は、下記のとおりです。

記

(単位：Bq(ベクレル)/kg)

| 浄水場名  | 供給区域       | 種類 | 分析項目                         | 7月7日     |
|-------|------------|----|------------------------------|----------|
| 笹川浄水場 | 銚子市、旭市、東庄町 | 浄水 | 放射性セシウム( $^{134}\text{Cs}$ ) | 不検出(0.5) |
|       |            |    | 放射性セシウム( $^{137}\text{Cs}$ ) | 不検出(0.6) |
|       |            |    | 合計                           | 不検出      |
|       |            | 原水 | 放射性セシウム( $^{134}\text{Cs}$ ) | 不検出(0.7) |
|       |            |    | 放射性セシウム( $^{137}\text{Cs}$ ) | 不検出(0.7) |
|       |            |    | 合計                           | 不検出      |

(カッコ内は検出限界値。測定値については、有効数字2桁で表示しています。)

- ※1 水道水中の放射性物質に係る目標値（平成24年3月5日付け厚生労働省健康局水道課長通知より）
- (1) 放射性セシウム（セシウム134及び137の合計）（飲料水）10Bq/kg
  - 2 摂取制限及び解除の目安（平成24年3月5日付け厚生労働省健康局水道課長通知より）
    - (1) 摂取制限の目安
      - ア 1回の検査であっても目標値を著しく上回る等、その水道水を継続して飲用することによってWHO飲料水水質ガイドラインの個別線量基準である0.1mSv（ミリシーベルト）を超えるおそれのある場合
      - イ 水道施設の点検・整備や複数回の放射能検査によってもなお長期間目標値を超過することが見込まれる場合
    - (2) 摂取制限の解除の目安
      - 目標値超過の原因が明らかとなり、それが回復したことが放射能濃度等で確認された場合
  - 3 放射性物質の測定は、外部委託（株上総環境調査センター）により測定しています。
  - 4 「検出限界値」とは測定において検出できる最小値をいい、同じ機器で測定を行っても、検体ごとに変動します。また、「不検出」とは、検出限界値を下回っていることを示しています。